

## 委員長談話

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。では、さっそく、発表を行います。

異議申出人、茨城県龍ヶ崎市長山2丁目13番地9、藤木妙子氏から、令和5年5月1日付けで提出された、龍ヶ崎市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について、本委員会では、次のとおり決定を行ったので、お知らせします。

「本件異議申出を棄却する」との決定を行いました。

理由ですけれども、詳細につきましてはお手元の資料をご覧くださいればと思いますが、今回の藤木さんの異議申出の趣旨は、当初、村井氏が転入届を出した若柴町の住宅に、生活していなかったのではないか、というものでした。

これに対し、村井氏の主張は、当該若柴町の住居に住民登録をしつつ、市内佐貫町の知人A氏のお宅に間借りしていたので、そこに生活の本拠があった、というものでした。具体的には、1月12日か遅くとも13日から3月15日までは、A氏宅で暮らしており、3月16日以降は、現住所である佐貫町のアパートで生活をしているというものです。

本委員会は、本件異議申出について、形式的要件を備えていると認め、これを受理しました。

申出人からは口頭で、当該若柴町の外観写真以上の証拠はないとの申し出があったため、本委員会が職権により証拠を収集することとし、村井氏をはじめとする関係者に証拠書類等の提出を求めました。

特に、居住の実態を明らかにするための客観的資料としては、村井氏の現住所だけでなく、A氏宅や、当市転入前の都内旧住所の光熱水費に関する明細などの資料を収集しております。

その上で、村井氏に対して行政不服審査法に基づく「質問」を、関係者に対して公職選挙法第212条の規定に基づく「出頭」及び「証言」を求め、これらの証拠や証言を基に、慎重に審理を行いました。

これらを総合的に判断し、少なくとも1月13日から3月15日まで

の間において、完全、確実とまでは言えないが、相当の期間、A氏宅で起臥（きが）、寝食等の実態があったことが認められ、一方、これらの実態を明白に否定する証拠はないことから、A氏宅が生活の本拠であると判断し、少なくとも「生活の本拠ではなかった」と言うことまではできない、との結論に至りました。

また、3月16日以降においても、現住所地のアパートにおいて一定程度の起臥、寝食等の実態があったことが認められました。

なお、村井氏が当初、住民票を置いた若柴町からA氏宅への転居届の提出を怠っていたことや、免許証の住所変更手続きを怠っていたこと等の事実が認められ、このことは、他の法律上、あるいは社会通念上責められるべき原因であるということは認識しましたが、そのことにより、本委員会の認定を左右するものではないと判断しました。

以上のとおり、村井氏の本市での居住実態があったものと結論し、よって、申出人の主張には理由がないから、本委員会は先に申し上げたとおり、棄却の決定を行いました。